

合併処理浄化浄化槽設置補助申請の提出書類と手続きの流れ

合併処理浄化槽設置補助金の申請を行うときの提出書類と申請手続きは次の通りです。手続きに不備があると、補助金の交付を受けられない場合がありますので、十分ご注意願います。

- 受付場所・・・住民環境部環境生活課
- 申請者・・・設置者本人

※この補助金に関する申請については、補助金交付申請書等の記入や書類の収集に専門的な知識が必要ですので、業者等に手続きについて相談・依頼されることをお勧めいたします。

・・・提出書類・・・

◎交付申請時

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 浄化槽の工事仕様書及び構造を明らかにした図面（平面図、立面図、断面図、構造図及び配管系統図等）
- 3 浄化槽の工事請負契約書の写し（配管工事を含めた工事明細書又は見積書）
- 4 施工する浄化槽設備士の免状の写し
- 5 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- 6 町税等に滞納がないことの証明（完納証明等）
- 7 借家又は借地の場合は、賃貸人の承諾書
- 8 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- 9 全国浄化槽団体連合会の保証登録証のうち市町村用

◎工事完了時

- 1 実績報告書（第5号様式）
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（交付決定者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- 3 法定検査依頼書（受付又は受領済）
- 4 工事現場施工写真
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証明する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 浄化槽本体の型式が分かる写真

- 5 施工状況確認表（第6号様式）
- 6 使用開始報告書

・・・手続きの流れ・・・

浄化槽の届出

- 新築・増築の場合は、建築確認申請を町建設課、指定確認検査機関へ
- 建築確認不要の場合は、浄化槽設置届を町建設課へ
- 建設水道部建設課建築係（電話 23-3147）



補助金交付申請

- 補助金交付申請書、必要書類の提出
- 建築確認済証の受領、又は浄化槽設置届受付後10日経過してから申請できます。
- ※1. 町の職員が浄化槽工事着工前に現地確認に伺います。
- ※2. 申請後、約1カ月以内で補助金交付決定通知書を交付します。



浄化槽設置工事の着手

- 浄化槽設備士の監督の下、基準に則った施工とその記録が必要です。



浄化槽設置工事の完了

- 実績報告書、必要書類の提出
- ※1. 町の職員が浄化槽設置の現地確認に伺います。
- ※2. 適正な内容であれば、補助金交付額確定通知書を交付します。



補助金交付

- 銀行等口座に補助金を振り込みます。

～～～注意点～～～

- 1 建築基準法や浄化槽法の規定に基づく審査が終了していること。
- 2 補助金交付申請書を提出し、必ず補助金交付決定通知書が交付されてから工事を行うこと。
- 3 浄化槽設備士が設置工事を行い、所定の工事中的写真を撮影すること。
- 4 建築確認を受けた浄化槽は、建築確認に伴う完了検査を受けること。